

大村智記念研究所動物実験委員会細則

平成 21 年 6 月 25 日 制定

平成 30 年 4 月 26 日 改定

2020 年 4 月 1 日 改定

(目的)

第 1 条 「北里大学における動物実験等に関する規程」(以下「大学規程」という。)第 8 条並びに「実験動物センターにおける動物実験等に関する規程」(以下「規程」という。)第 6 条に基づき、大村智記念研究所動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、大学規程第 7 条第 2 項並びに規程第 7 条第 3 項に定める次の事項について調査及び協議し、大村智記念研究所長(以下「所長」という。)に報告すると共に、必要に応じて助言または勧告するものとする。

- (1) 実験計画並びに当該実験計画の実施状況に関すること。
- (2) 飼養保管施設の設置、変更及び廃止等に関すること。
- (3) 実験室等の設置、運用並びに廃止等に関すること。
- (4) 実験動物の飼育管理や飼育環境等の飼養保管状況に関すること。
- (5) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (6) 危害防止及び事故発生の際の必要な措置および改善策に関すること。
- (7) 動物実験に係る自己点検評価に関すること。
- (8) その他、動物実験の適正な実施のために必要な措置に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、大村智記念研究所、北里研究所病院、東洋医学総合研究所から推薦された次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干人
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干人
 - (3) その他の学識経験を有する者 若干人
- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、委員会は後任候補者を検討し、所長は後任候補者から遅滞なく後任者を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員のうちから委員長を互選し、所長から委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員会は、互選により副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 所長は、委員会から推薦する委員を大村智記念研究所運営会議での議を経て、全学動物実験委員会の委員として推薦する。
- 6 委員長並びに副委員長の任期は、委員としての任期とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員長が欠けたときには、遅滞なく後任者を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 委員は、自らが動物実験責任者もしくは動物実験実施者となっている動物実験計画書、並びに所属する研究室等からの動物実験計画書については、議決することはできない。
- 4 委員会に出席できない委員は、他の委員あての委任状を提出することができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(持ち回り決裁)

第6条 委員会が開催できない場合で、次の各号に該当する場合は、委員長または委員長の指示を受けた委員が要旨を説明し、各委員の承認を受けなければならない。

- (1) 重要もしくは至急を要する案件
- (2) その他、特別な理由があるもの
- 2 持ち回り決裁の場合は、過半数の賛成を持って可決とすることができる。なお、可否同数のときは委員長が決する。
- 3 持ち回り決裁で各委員から出された意見等については、委員長が取りまとめる。

(委員以外の会議出席および合同委員会の開催)

第7条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者には議決権はないものとする。

- 2 委員会は、必要に応じて、関連する他の委員会等と合同で関連事項を協議することができる。

(報告)

第8条 委員会は、動物実験責任者及び動物実験実施者に報告を求めることができる。

- 2 委員会は、飼養保管施設、並びに動物実験室の責任者に報告を求めることができる。

(作業部会)

第9条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 作業部会には、委員以外の者を加えることができる。
- 4 前2項の外、作業部会についての必要な事項は、委員会が定める。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、白金キャンパス大学事務室に置く。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第 12 条 この細則の改廃は、委員会及び大村智記念研究所運営会議での議を経て、所長が決定する。

附則

1 この細則は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

附則

1 この細則は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附則

1 この細則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。